

令和元年 第12回須賀川市農業委員会総会議事録

令和元年第12回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和元年12月 5日(木)
- 2 招集通知日 令和元年12月 5日(木)
- 3 招集日時 令和元年12月16日(月)午後3時15分
- 4 招集場所 須賀川市役所大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員(19名)

農地利用最適化推進委員(22名)

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	車田 文彦	2	栗野 一栄	3	小枝 宏嗣	4	村上 光宏
5	和田 博文	6	遠藤 敏雄	7	古川 雅和	8	善方 春夫
9	矢部 由隆	10	高橋 純一	11	小林 伸二	12	大河原一英
13	吉田誠次郎	14	西間木幸男	15	安藤 武栄	16	上田 和一
17	味戸 一浩	18	二瓶 寿	19	佐藤 健一		

6 出席農業委員 18名

7 欠席農業委員 2番 栗野 一栄 委員

担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名
須・浜	秋山 吉治	須・浜	佐藤 信雄	西袋	円谷 正美	稲田	小椋 利春
小塩江	吉田 安孝	小塩江	橋本 克也	小塩江	安藤 雅裕	仁井田	斎藤 敏夫
仁井田	影山 孝	大東	関根 要一	長沼	小林 秀巨	長沼	横川 良雄
長沼	服部 弥	長沼	松川美智夫	岩瀬	矢吹 正則	岩瀬	矢部 邦博
岩瀬	古川 守	岩瀬	齊藤 正人				

8 欠席農地利用最適化推進委員 4名

佐藤 栄久男委員 有馬 勝三委員

樽川 栄一委員 熊谷 聡委員

9 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会 事務局 長 小池 文章
主任主査兼農政係長 三島木 修
産業部農政課 “ 主 事 長谷川 匠

10 議 案

議案第 51号 農用地利用集積計画について

議案第 52号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

議案第 53号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 54号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 55号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

報告第 53号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理
について

報告第 54号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理
について

報告第 55号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

報告第 56号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可について

11 その他

12 開 会 （午後 3 時 1 0 分）

13 あいさつ 農業委員会 会長 和田 博文

14 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定に本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。

議事録署名委員には、議席番号 4 番 村上 光宏 農業委員と 6 番 遠藤 敏雄 農業委員を指名した。

15 議 事

審議内容 別添のとおり。

16 閉 会 （午後 3 時 5 0 分）

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実
に相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和元年 1 2 月 2 0 日

須賀川市農業委員会

会 長（議 長）

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

令和元年 第 1 2 回 総 会

令和元年 1 2 月 1 6 日 (月)

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第 51 号 「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 三島木係長 概略説明。農政課 長谷川主事 説明。

議 長 只今の説明について質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 51 号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 51 号「農用地利用集積計画について」は計画どおり決定することといたします。

議 長 次に、議案第 52 号「農用地利用配分計画 (案) に関する意見について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事 務 局 三島木係長 概略説明

議 長 ここで申請番号第 46 号は円谷推進委員の自己案件ですので、須賀川市農業委員会会議規則第 10 条、「議事参与の制限」により退席を求め審議いたします。

(円谷推進委員 退席)

議 長 事務局より説明を求めます。

事 務 局 農 政 課 長谷川主事 説明。

議 長 只今の申請番号第 46 号の説明がありました。このことについて質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 52 号「農用地利用配分計画 (案) に関する意見について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 52 号「農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は計画通り議決し、決定する旨の意見とします。

議長 次に、議案第 53 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 三島木係長 説明。

議長 続いて、調査員の説明を求めます。説明は、担当した推進委員からお願いいたします。

影山推進委員 受理番号第 64 号について説明いたします。

譲渡人の海村氏は高齢で神奈川県に在住していることから、親戚の譲受人の藤田氏との話し合いでまとめ、今回の申請となりました。売買価格もお互いに話し合いで決めたもので、特に問題はないものと思われます。委員皆様のご審議をお願いします。

議長 次に受理番号第 65 号について、古川推進委員、お願いします。

古川推進委員 受理番号第 65 号について説明いたします。

譲渡人の渡部氏と譲受人の佐藤氏は親の代から付き合いがあり、農地の処分についての話もしていたとのこと。

今回、渡部氏が農地を処分したいということで話がまとまったものです。特に問題はないものと思われます。委員皆様のご審議をお願いします。

議長 次に受理番号第 66 号について、齊藤推進委員、お願いします。

齊藤推進委員 受理番号第 66 号について説明します。

申請地は、前所有者が本年 6 月に亡くなり、譲渡人である佐藤氏が相続した農地です。

佐藤氏の前所有者は申請地の農地を約 30 年前から、譲受人の石井氏に貸していましたが、今回、石井氏に譲渡することで話がまとまったのです。売買価格も両者の話し合いで決定したもので、許可上、何ら問題はないものと思われます。委員皆様のご審議をお願いします。

議長 次に受理番号第 67 号について、古川推進委員、お願いします。
古川推進委員 受理番号第 67 号について説明いたします。

譲渡人の相樂氏と譲受人の相樂氏は祖父と孫の関係にあります。
今回、生前一括贈与の申請となっており、許可上、問題はないもの
と思われるます。委員皆様のご審議をお願いします。

議長 次に受理番号第 68 号について、大河原農業委員お願いします。
大河原農業委員 受理番号第 68 号について説明いたします。

譲渡人の橋本氏は譲受人の橋本氏は親子関係にあります。
譲受人の橋本氏は認定農業者にもなっており地域の中心的な経営
主になっています。許可上、問題はないものと思われるます。委員
皆様のご審議をお願いします。

議長 次に受理番号第 69 号、70 号について、古川推進委員、お願いし
ます。

古川推進委員 受理番号第 69 号、70 号について説明いたします。

この相互交換は受理番号第 69 号の譲受人の古川氏の意向により申
請となったものです。古川氏が施設園芸の規模拡大を図るため、
譲渡人の本田氏の農地が古川氏の自宅に隣接していることから交
換となったものです。許可上、問題はないものと思われるます。
委員皆様のご審議をお願いします。

議長 長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑は、なし)

議長 長 それではお諮りいたします。

議案第 53 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定につ
いて」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 異議なしと認め、議案第 53 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許
可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することと
いたします。

議長 長 次に、議案第 54 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決
定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 小池局長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。

説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

小椋推進委員 受理番号第 5 号について説明いたします。

申請者が宅地を建てる際に通路が狭いということで、拡幅するための申請です。何ら問題はないものと思われます。委員皆様のご審議をお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 54 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 54 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

議長 次に、議案第 55 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 小池局長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。

説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

小椋推進委員 受理番号第 41 号について説明いたします。

譲渡人の岩井氏と譲受人の岩井氏は親子関係にあります。

現在、親子三代で居住していますが手狭になったことから、今回の申請となりました。許可上、問題はないものと思われます。

委員皆様のご審議をお願いします。

議長 次に受理番号第 42 号について、橋本推進委員、お願いします。

橋本推進委員 受理番号第 42 号について説明いたします。

申請地は借り手がいないため荒らしていましたが、今回、太陽光発電設置の話があり、今回の申請となったものです。

除草については草刈りをするとのことです。また、周りに影響が

ないことが確認できれば除草剤を併用したいとのことでした。

許可上、問題はないものと思われます。委員皆様のご審議をお願いいたします。

議長 次に受理番号第 44 号について、吉田推進委員、お願いします。

吉田推進委員 受理番号第 44 号について説明いたします。

申請地は東側に鉄道用地、西側に市道、南側は山林に隣接しており、申請者は平成 20 年ごろ体調を崩し入院したため、以後、耕作していないとのことでした。

申請地は市道のそばで工事が容易であり、既存の電柱も近くにあることから、今回の申請となったものです。敷地の除草は年 3 回から 4 回、草刈りをするとのことです。周囲に対する影響はないものと思われます。委員皆様のご審議をお願いいたします

議長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑は、なし)

吉田農業委員 受理番号第 42 号についてですが、住宅地図を見ると隣接地

に高岡氏の宅地があります。夏場になると反射光の熱による被害が出ているとの情報もあることから、申請するにあたっては同意を取っているのか取っていないかを教えていただきたい。

事務局 隣接する方に同意を取ることをお願いしているところであり、本件についても、同意を得たものとして受理しているところです。

なお、同意書の提出の義務はないものの、同意をしているかの確認はしております。少なくとも受付の段階では、口頭で同意の確認をしているところです。

吉田農業委員 隣接している方の同意を取っていただきたいことをお願いしたい。

事務局 受付の際は口頭での確認を行い、最善であれば同意書の取得をお願いしているところです。

今後についても、同様の対応をしたい

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 55 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 55 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

議 長 次に、報告事項に入ります。

○報告第 53 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」 1 件です。

○報告第 54 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」 5 件です。

○報告第 55 号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」 2 件です。

○報告第 56 号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可について」 1 件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

議 長 その他ですが、皆さんから何かございませんか。

(なし)

議 長 事務局からお願いします。

○令和 2 年第 1 回須賀川市農業委員会総会について

1 月 17 日(金) 13:30～

○本日の農政懇談会について

議 長 ほかに無ければ、これにて令和元年度第 1 2 回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。